

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人ぶったあ福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ぶったあ福祉会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により交通費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、規程額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により交通費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、規程額を超える場合には、その実費とする。

(改正)

第5条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は平成28年6月1日から施行する。

別表1

名称	交通費		
	淡路島内（徒歩）	淡路島内（車）	淡路島外
理事、評議員	1,000円	2,000円	5,000円
監事	1,000円	2,000円	5,000円